

KECC 第4回定例セミナー

ダイバーシティ&インクルージョン時代の経営と育児・介護休業法 ～法改正・実務対応・紛争予防と人的資源管理～

日時 2022年7月27日(水) 16:00-18:00 (15:30受付開始)

会場
(定員20名)

ハイブリッド開催 *オンライン参加の方は、Zoom (ウェビナー) によるご聴講となります

アットビジネスセンター大阪梅田 902号室

大阪市北区曽根崎新地2-2-16 関電不動産西梅田ビル9階
(*西梅田駅, 北新地駅 徒歩1分、大阪駅徒歩6分)

会場へのアクセスはこちら



参加費

無料

※ 起業家、経営者、人事・労務担当者など、興味のある方は、どなたでも参加可能です。

お申し込みは下記URL/QRコード、Eメールにて承ります。

URL https://kecc.jp/seminar_list (右記QRコードをご利用ください)

TEL 06-6136-3194 E-mail info@kecc.jp



16:00~16:10 ◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC)のご案内

第1部

育児・介護休業法の解説と改正による実務対応

育児・介護休業法は頻繁に法改正が行われており、2022年4月から順次施行されている直近の法改正では、男性版産休ともいうべき「産後パパ育休」制度の新設や、積極的に育休の取得を推進すべきことが法律上義務付けられるなど、これまでの育休制度のあり方は大きく変わろうとしています。また、近年、休業の取得、職場復帰者の配置、マタハラ等に関する紛争が増加しており、事業主には育児・介護休業法の正しい理解が求められています。そこで、本セッションでは、法改正の内容を含め、育児・介護休業法について、実際の紛争化事例の紹介を交えつつ解説いたします。企業にとって従業員は「競争力の源泉」です。ダイバーシティ&インクルージョン時代に優秀な人材を獲得し、離職を防止するためにも、是非本セミナーにお越しください。



登壇者: 角川 博美 氏 (KECC 相談員)

弁護士 / 弁護士法人イノベンティア

大阪弁護士会所属(男女共同参画推進本部 委員/知的財産委員会 委員)。知的財産法務を中心とする企業法務を取り扱う。労働法務では、主に使用者側で、就業規則等の作成、予防法務、訴訟・交渉・労働審判、団体交渉、職業紹介・人材派遣会社の案件等を多数経験。「働くことは生きること」をモットーに、労働法務に取り組んでいます。

16:10
~16:55

第2部

改正育児・介護休業法と戦略人事としての両立支援

2022年4月から段階的に改正育児・介護休業法が施行されています。他方、スタートアップ&ベンチャーをはじめ、何れの事業成長においても、スキル・知識・経験に富んだコア人材の獲得・定着・活用は重要課題であり、その点からも育介法の実務対応は年々重要性を増しています。本セッションでは、近年の育介法改正を概観しつつ、育児・介護と仕事の両立支援を戦略人事(SHRM)の一環と捉え直し、そこいかにアプローチしていくべきか、そのために活用可能なリソースとして何があるかについて、具体的に明らかにしたいと考えます。



登壇者: 尾鼻 則史 氏 (KECC 相談員)

特定社会保険労務士 / 社会保険労務士事務所OYM人事総務インスティテュート

関西学院大学経済学部卒業、大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了。大学卒業後、㈱リクルートコスモス(現㈱コスモスイニシア)入社。同社管理部門で経理、上場準備業務等を担当した後、ベンチャービジネスに転じ、IPO準備担当として、ITベンチャー、店舗開発関連ベンチャー、第二創業期のファブレスメーカー等で、経営企画室長、管理本部長等を歴任。2013年社会保険労務士として独立開業。IPO準備期のクライアントを中心に、上場審査に耐える労務管理体制の構築等、使用者側の業務に注力。他方、あっせん等労働ADRでは、労働者側代理人として、多数の労働紛争解決に従事。

16:55
~17:40

17:40~18:00 ◆ 質疑応答